



とよなか人権文化まちづくり協会

第 22 号 (2009年3月)

な い よ う

- 特集「遠くて近い国連」/2
- このごろ「映画『八日目』を観て」/6
- このごろ「心に決めたこと・・・」/7
- このごろ「いわゆる『自己責任論』は本当に正しいのか?」/8
- 報告「第2回人権サロン」から～橋下改革と苦闘する人権・文化・教育行政を
考える～/10
- 蛍池地域から「ふれあいフェスティバル開かれる」/18
- 豊中地域から「引き継がれる『夢バトン・はみごのないまちづくり』」/20
- 資料室だより/22
- あとがき/24

【林 誠子（理事）】

7年ぶりの参加かもしれない。私は、世界人権宣言大阪連絡会議が主催する昨年12月10日の世界人権宣言60周年を記念する集会に参加した。東京でも毎年開かれていると聞かすが、所属組織から案内も報告も受けたことは無かった。唯、着任した年に組織で「世界人権デー」の取り組みとしてミャンマーのことで集会を持つので主催者挨拶をせよと言われたことがある。しかし、集まるのは10人足らず。テーマ設定の議論もなく「何か一つした」というアリーブイづくりのようで、意義を伝えようという企画者の熱意も何も感じられなく、やりきれない思いをしたものだ。

大阪で働いていたころは毎年のようにこの集会に参加していた気がする。大阪集会の基調提案からは、国連と世界の人権への取り組み情報が得られること、それが日本政府の政策とどのようにつながっているか、運動団体の課題は何かをつかむのに欠かせない場であったからだ。しばらく東京勤務になったり、退職したりで参加し

ていなかった。

しかし、部落解放・人権研究所の機関紙を見て60周年の今年はぜひ参加したいと思った。組織にも所属せず、引退してひっそり暮らす一市民を対象にしたものではないのだが、私が5歳の時に採択され、つい私の人生と重ねてたどってみたいとなった。もちろん、子どものころには、世界人権宣言も国連も教科書で学ぶことの一つでしかなかった。友永事務局長の基調提案を聞けるのが、なぜか今年が最後のような気もした。基調提案を聞きながら、私の65年というか、働いて生きてきた40余年を振り返って見られるような気もした。

就職、結婚、共働き、出産、子育て、人権・平和の学校教育、労働組合・女性差別撤廃運動への参画、単身赴任、退職、二人暮らし、夫の死、大量解雇・失業・・・と国連の人権への取り組みが私の生活と深いつながりあることを70年代から感じ始めた。

第2次世界大戦後にできたこの宣言は、すべての人の「尊厳と権利」の平等をうたい、その達成が世界平和の基盤であるとした。当時は無自覚であったが、こうした国際的営みに励まされて教育をつくり、労働運動や部落解放運動を担う人々の渦の中で、私は仕事に就くことができていた



ということになる。国連では、1965年には人種差別撤廃条約、66年には国際人権規約が採択され、国内では65年に同対審答申がだされ、69年には同和対策事業特別措置法の施行であった。部落差別撤廃・人権確立の部落解放運動が、「仕事を、住宅を、教育を、医療を」とうねりを大きくしていた。

「経済につながる仕事をする女性になれ」と、子どものころから母に言われて育った。産業構造の変化で農魚村から都市へ人口が移動した60年代、私のように結婚し大阪で核家族となったものが都市を形成していった。保育所に入れない、子どもが病気でも休みにくい、お迎えが間に合わない、夫の協力・・・と続けにくい条件は誰にでもあった。しかし、結婚して仕事をやめようと思わなかったのも、子どもが生まれても仕事をやめなかったのも母の影響である。仕事をやめないために、保育所に入れそうなところに引越し、夫の協力を得るための工夫もし、子どもに我慢も強い、最低限の家事で済ませてしのいできた。こんな生活を少しでもよくしたい、仕事と家事・育児の両立は、働く女性の共通の願いでもあった。それが労働組合の婦人部を支えていた。この時代、両立の課題は男女ではなく女性の課題として捉えていたのだ。

1975年、国連の取り組んだ平等・開発・平和を掲げる「国際女性年」と、79年に採択された「女子差別撤廃条約」は、当時の婦人部運動を初め、女性の運動と質を大きく変える力となった。「働く女性の権



利」の獲得から、「女性が働く権利」の獲得に向かい、男女が共に働き共に家族的責任を担う社会を目指すこととなった。少なくとも私の中では大転換であり、専業主婦を含め連帯すべき対象は格段に広がった。にもかかわらず、運動の中での男性との軋轢は格段に大きくなった。けなげに家事・育児をしながら働く女には優しかったが、職場では女向きの仕事・男向きの仕事と決めないで対等にと主張し、家事・育児は男女でと主張する女など受け入れがたい。「男は仕事、女は家事をちゃんとするなら仕事も」というのが許容範囲だった。買い物をする男、育児にかかわる男もやや冷たい視線を浴びていた。それでも、そこを潜り抜けた男女によって、「共働き」「女が仕事を続ける」「パパの保育所送迎」は、珍しいことではなくなっていくのだと今も思っている。国連が方向を示し、普通のたくさんの男女の生活の営みが実態を変える力だった。

女子差別撤廃条約の第11条は、男女の平等を基礎として同一の権利確保を目的として差別を撤廃するための措置を明記した。その第一番に掲げられているのが(a)すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利、である。(b)同一の雇

用機会(同一の選考基準の適用を含む)の権利、だ。さらに(c)職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障・労働に係わるすべての給付および条件についての権利・・・(d)同一価値の労働についての同一報酬及び同一待遇についての権利ならびに労働の質の評価に関する取り扱いの平等に関する権利 (e)社会保障(退職、失業、傷病、障害、老齢・・・)についての権利 (f)作業条件に係わる健康の保護及び安全(生殖機能の保護を含む)についての権利とある。

初めてこの条文を目にしたとき、今までの何よりも大きな力が私の背中を支えてくれた気がして眠れない興奮を覚え、堂々と生きたいと思った。遠い存在としか感じていなかった国連は、私を含む女性の日常をここまで知っていて、変える営みをしているのだと実に身近なものに思えた。この条約との出会いで、日本国憲法の読みが変わり、空洞化した男女平等の質にも気づかされた。

基調提案は世界人権宣言の内容を実現するために、国連が60年間、どのような努力を重ねてきたかということ、①人権規約の制定など人権の規準設定 ②各国際年設定による差別撤廃と人権確立の世論喚起 ③人権状況の定期報告・履行状況の監視など人権諸条約の実施確保 ④人道に対する罪、集団虐殺、戦争犯罪を裁くための国際的取り組みと整理している。その上で、日本政府が国際人権規約、女性差別撤廃条約、子どもの権利条約、人種差別撤廃条約など12

の条約を締結し、国内法をどう整備したかを示した。中でも、「同和对策事業特別措置法」に基づく33年間の部落差別の撤廃の取り組みに続き、女性差別撤廃について86年の男女雇用機会均等法、99年の男女共同参画社会基本法、01年のDV法が報告されている。女性だけが家事・育児を担うことを大前提にした「平等」、まるで女性には生まれながらにしてふさわしい役割が決まっているかのような生きにくさが差別だとはなかなか理解されにくいだけに、忘れず軽んずることなく提起されていることは、私にはうれしいのだ。

もちろん、法律はできても実態はなかなか変わっていないことも多い。均等法ができて、雇用形態が違えば問題なしと、女性性はパートや派遣など非正規労働者として雇用された。

均等法や労基法、パート労働法、派遣法などの国内法の不備が、女性差別撤廃条約の11条「同一価値労働同一報酬」もすり抜けさせている。パート労働者は圧倒的に女性が多かった。時給の低さも有期契約の不安定さも「彼女たちは家計補助」で働いているのだからと問題にされなかった。登録型派遣労働者も女性が多かった。専門業種と祭り上げられた時期もあるが、



正社員と同じ仕事をしていても賃金は低く、いつでも切られる雇用の調整弁だった。1987年女性の非正規労働者の比率は37.1%だった。今(2007)55.2%だ。男性は9.1%と今19.9%だ。派遣が大問題になっているが、女性は37.1%でも問題にならず、男性は半分でも大騒ぎとなる。「安い、不安定」という労働状況を女性ゆえに放置してきた付けが今、回ってきたのだともいえる。

多様な働き方を希望する人がいるのだから全面禁止はできない、という考え方に会おう。しかし、1日や1週間の労働時間を短く、あるいはこの期間、専門業種につきたいと言う人はいても、安い、不安定を希望する人はいない。賃金・労働条件などを、仕事や仕事の価値ではなく、どんなヒトかによって決めることで、労働者間に差別を温存させ、労働を人権ではなく商品にしてしまったように思う。

派遣労働の規制は、業種で捉えるのではなく、同一価値労働同一賃金を原則とする均等待遇の原則を徹底させ、安上がりの労働から高くつく労働に変えていかない限り、根本的な解決にはならないのではないか。均等待遇+手数料が派遣先の支払う額となれば、確実に働き手は確保

できるが高い労働になる。看護や介護労働も男性が参入することでその労働条件の悪さがやっと問題になり始めた。労働を「すべての人間の奪い得ない権利」と位置づけた意味を考えねばならない。労働を商品にしてしまえば、すべての人が人間らしく暮らせる持続可能な社会はつくりえない。

友永事務局長の報告を聞きながら、歩んだ歳月を振り返るうちに、格差拡大と不安定な社会の今に心が向かい、私も大きく係わった労働運動に性差別撤廃の視点を明確にしなければ安心して暮らせる平和な社会は築けないとあらためて感じた。私に何かできるわけではないが、山を下り始めた私は時間を気にせず、ゆっくりと社会を見ながら下山できる。



(2～5ページの写真は、12月10日の「大阪集会」から)

情報BOX とよなか

「領家 穰」講座のお知らせ

1月24日の「人権サロン」でお話いただきましたが、本題に入る前に時間切れとなってしまうました。「先を聴きたい」との声もあり、また、領家さんも意欲を燃やしておられますので、「講座」を開催します。ご来場歓迎します。

4月18日(土) 午後3時～ 豊中人権まちづくりセンター

【寺本 美鶴（評議員）】

1日目に神は「空」を造り、2日目に「海」を造りと映画は始まっていく。「飛行機」を造り、「テレビ」を造り、7日目に「草」を造り、物語はダウン症の青年ジョルジュの施設での生活を写していく。ジョルジュは同じ施設に住むダウン症の女の子が大好きだ。だけど、もっと好きなのが母親である。母親はジョルジュの幻想の中に楽しいラテン歌手の歌声と共に現れる。母親が恋しくなり、彼は施設を出て行き、一匹の犬が彼の後をついていく。一方の主人公アリーは、トップセールスマンを教育するスーパーバイザー。仕事一筋で、妻は2人のこどもを連れて実家に帰ってしまうが、娘の誕生日にも仕事で帰ることができない。

そんなジョルジュとアリーが大雨の日、ジョルジュが連れていた犬を、アリーがはねて死なせてしまったことから出会い、アリーはジョルジュを母親の元に連れて行く

ことになる。しかし、母親はもう亡くなっており、結婚して所帯をもっている姉は「一緒に暮らせない、施設に戻

りなさい」と言う。施設にジョルジュを連れて行く道中で二人は、特にアリーは気持ちを素直に表現するジョルジュにどんどん惹かれていく。レストランやダンスホール、アリーの妻や子どもたちへのジョルジュの素直な愛情表現が、売り上げを上げるために人為的な笑顔や態度をセールスマンに教えるアリーのこころの垢を少しずつ取り除いていく。

よく似た映画にダスティン・ホフマンとトム・クルーズが共演した「レインマン」がある。「レインマン」も金に敏い弟が自閉症の兄と一緒に行動することで、こころにくっついているいろんな垢を落としていく映画だったけれど、「八日目」もアリーを人間らしい心を持った人として変わっていく姿を猫いている。最後にまた、神は1日目に「空」を造り、2日目に「海」を造りと始まり、7日目に「草」を造り、8日目に神は「ジョルジュ」を造った。神はジョルジュに満足されたといい映画は終わる。神はジョルジュに満足されたということは、ジョルジュは「こころ」とか「愛」という言葉に置き換えられるのだろう。ジョルジュの行動は「愛」にあふれ、「こころ」に素直に行動している。

私も仕事の中で認知症のお母さんが、幼いこどものように娘に愛情を求める姿や、脳に障害があり、何もわからないと思われる人が、思いもかけずはつきりと



言葉をはいたりして胸が一杯になることがある。いつもこころを柔らかくして、出会っていく人の願いや気持ちをくみとっていきたいと思う。当たり前なことだけど、見た目や人から聞いたことだけで判断せず、自分の眼で見、自分の感覚を信じていこ

うと思う。自分が良いと思うことでも決して押し付けたりしないで、相手の気持ちを素直に聞こうと思う。

映画「八日目」を観て思ったことです。

- ・制作 1996年 フランス・ベルギー
- ・監督 ジャコ・ヴァン・ドルマル

このごろ

心に決めたこと・・・

【小林 理子（評議員）】

昨年夏、私はオーストリアの小さな町に行った。車で小一時間も走ればもうそこはスイスというオーストリアの西端にある。冬はスキー、夏はトレッキングの拠点の町で、これといった名所旧跡があるわけではない。そこで行われた「オカリナフェスティバル」に参加するために行ったのである。フェスティバルの話はさておき、その小さな町で数日過ごしたのだが、なんとも言いようのないくらい気持ちが良かった。町中のきれいさ、人の温かさ、夜の静かさ・暗さなどなど。

私の住む町とどこが違うのだろうか？

帰国してまず感じたのが、自動販売機だ！家を出て数歩行くと一つ、また一つと数え切れないほどの自動販売機がある。夜でも明々と自己主張している。このごろでは「まいどおおきに」と声まで発しているものもある。そう、あの小さな町には自動販売機が無かった。少なくとも町中には。

便利だけど・・・便利さばかりを求めすぎてはいないかな？と考えていたところに、あるコンビニエンスストアが温暖化対策だ

かなんだかで照明を変えたとか？いろいろ工夫しているというニュースを小耳にはさんだ。それならば24時間営業をやめたほうがいいのではないかしらと思わず声に出した。

24時間営業の店の多いことも違いの一つだろう。あの小さな町にはコンビニも終夜営業の店も無かった。ついでに明るい店先でたむろする者達も無かった。

さて自らに問う、便利すぎる今の生活を見直してみるというのはどうだろう？

まず手始めに自動販売機で缶コーヒーや清涼飲料水を買うのをやめよう。買い



物は一言でも二言でも声を出してしよう。「おはよう」や「こんにちは」だけでもいい。「いいお天気ですね」や「暖かくなりましたね」がプラスされるとなおい。人間らしいと思う。夜は寝よう。電気の無駄遣いを避けることになる。

と、心に決めた私だがこの「このごろ」を書いているのが真夜中というのは大変矛盾しているなあ。

少しずつ、一つずつ手間をかけて、便利なことから距離を置くよう心がけたいと思うこのごろである。

このごろ

いわゆる「自己責任論」は本当に正しいのか？

～社会福祉における「基本的人権」再考～

【玉置 好徳（評議員）】

早春とはいえまだ寒さ厳しい折ですが、例年この時期大学は「実り」の時期を迎えます。4年生の進路もほぼ決まり、あとは卒業式を待つばかりだからです。ところが、今年は少し様子が違うようです。昨年11月のリーマン・ショックを皮切りに世界経済は同時不況の様相を呈していますが、その影響で高校生や大学生などが「内定取り消し」に遭い、これから人生の門出を迎えるところだというのにいきなり難局に直面させられています。

またさらに視野を広げると、自動車や



家電など製造業を中心に多くの非正規労働者が、いわゆる「派遣切り」に遭い、失業する事態となっています。これについて厚労省は昨年12月26日、非正規労働者全体の失業者見込みを8万5000人と発表しましたが、今後100万人が失業するのではないかとこの憶測も、巷では飛び交っているようです。

このような最近の厳しい社会情勢において、私もその末端を担う社会福祉は何をなすべきでしょうか。その拠りどころはといえば、日本国憲法（以下、「憲法」という。）第25条1項に「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と定められています。これは「基本的人権」のなかでも最も基本となる「生存権」に関する条文です。これにもとづいて生活保護などの社会福祉サービスが行われているのですが、残念ながらこれに関する私たちの理解はまだ十分とは

いえないようです。

なぜなら、わが国にはいわゆる「自己責任論」が根強く存在していて、たとえば生活保護の受給者などに対して、厳しい目が向けられることがけっして少なくないからです。「働かざる者食うべからず」ということわざがあるように、大人になったら働いて「自立」するのが当たり前であって、それができなければ一人前とは見なさないというのが本音にあるからでしょうか。このような考え方は、昨年末に東京の日比谷公園に急きょ開設された「年越し派遣村」に対する、坂本哲志総務政務官による「本当にまじめに働こうとしている人たちが集まっているのかという気でした」という趣旨の発言にも象徴されるものです。

けれども現実には、トヨタ自動車やソニーなどの大手企業による派遣切りにも見られるように、それは必ずしも職場を追われた人々の「努力不足」や「自己責任」とは言い切れないのではないのでしょうか。それではあまりにも過酷というものです。

ところで、社会福祉の法的根拠については、最近新しい解釈が提唱されています。たとえば憲法第13条に「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法

その他の国政の上で最大の尊重を必要とする。」と定められています。この「幸福追求権」もその基礎となるということですから。これは従来の“welfare (=よい暮らし)”から“well-being (=よい生き方)”の追求へという、社会福祉の世界的潮流とも合致するものです。

ところが現実には、生活保護の受給者や心身に障がいがある人々など、社会福祉サービスを必要とする人々の社会参加には、まだまだ制約が多いのもたしかです。ならばこれは単なる理想論、いわば「絵に描いた餅」に過ぎないのでしょうか。

私たちが今直面している「高齢社会」とは、だれもが「障がい者」になる可能性のある社会のことであり、それを支える仕組みを整備しなくてもいいのでしょうか。また「少子化社会」とは、わが国の将来を担う人材がいなくなるという深刻な問題であり、その責任を若い親たちに押し付けておいていいのでしょうか。そして、だれもが安心して生活できるように、いざという時のためのセーフティネットを整備しなくてもいいのでしょうか。

このように「社会福祉問題」はけっして「他人事」ではありません。私たちは今自分の周りを見回して、もう一度基本的人権や社会福祉について考え直さなければならぬところまで追い詰められているのではないのでしょうか。

「本当に働こうという人か」 坂本哲志総務大臣政務官は5日、総務省の仕事始め式で、仕事や住居を失った労働者らが宿泊していた日比谷公園の「年越し派遣村」について、「本当にまじめに働こうとしている人たちが集まっているのかという気でした」と述べた。同政務官は派遣村の活動について、「40年前の学生紛争の時に『学内を開放しろ』『学長出てこい』(などと学生らが要求した)、そういう戦略のようなものが垣間見える気がした」とも述べた。(2009/01/5/時事ドットコムより)

第2回 「人権サロン」

橋下改革と苦闘する人権・文化・教育行政を考える

2月5日、当協会の会長代行でもある帝塚山大学の中川幾郎さんをお招きして「人権サロン」を開催しました。テーマにあるように、橋下知事による財政再建のもとで、苦闘を余儀なくされている「人権・文化・教育行政」にスポットを当てつつ、問題の所在と、それらを読み解く視点について語っていただきました。その要旨を報告します。



1. 自治体の行財政改革の背景

地方自治体の置かれている環境は、小泉政権の三位一体改革以降、激変しています。この改革は、地方交付税交付金、国庫補助金、税財源の3つを地方自治体に移転することによって地方の財源を厚くするというものです。しかし、国税三税の中から一定割合が地方自治体の権利として交付される地方交付税交付金は、地方自治体の財政を支えるものであるにもかかわらず、総務省によって算定時に補正係数を意図的に操作され、大きく減額されました。また、地方自治体に支給される国庫補助金については、実際のところ、この改革では何もされていません。さらに、税財源の移転については、地方自治体の権利である地方税の財源を国税から一部移転して、地方税の割合を増やす約束でしたが、実際は定率減税を廃止したので、所得税はあまり減っておらず、その一方で住民税が増えたという印象を受けるものでした。

このように、現実には、税財源移転が

きちん行われておらず、政府の公約は果たされていません。その結果、多くの自治体が綱渡りみたいな財政運営をしていく中で、地方交付税交付金の減額をうけて続々と破綻しているのが実情です。その背景の中で、大阪府もたくさんの負債を抱えてしまいました。

もう一つは、今年度から本格的に導入された準用再建団体制度の変更です。これまでは実質赤字が一定の割合を突破すると、準用再建団体になることができ、国の一定の指導と監督の下に、破産した会社のように再建に向かって取り組むことができました。ところが、夕張市だけではなく、いくつかの都道府県や50～100単位の市町村が準用再建団体に転落する危険性が出てきたことで問題が表面化しました。そこで、国は2008年度から制度を予防的に厳しくしたわけです。従来の指標だった普通会計ベースでの実質赤字比率を特別会計も含めて連結決算にし、連結実質赤字比率を入れ、地方債などの負債の大きさを示す実質公債比率や、第3セクターと

いった将来自治体が負担する可能性が高い実質的な比率である将来負担比率も新たに加えました。

これ以前に国は、バブル期になると、アメリカが自動車などの国内産業の打撃を理由に要求した内需拡大の圧力に妥協して、自治体に対して、高速道路や港湾、その他様々な公共的な建造物を造ることを奨励しました。その際、公債発行を促し、かなりの高率で地方交付税交付金で元金と利息を充当するという空手形が出されたのですが、その手形はほとんど実行されていません。大阪府も例外ではなく、積みあがった未償還の公債がツケとなって今、都道府県や市町村を苦しめています。

不景気のときに大規模土木事業をする
と景気回復できるという神話は1990年代
までは残っていましたが、地方公共団
体の立場からすると、道路も上下水道も
完備しているし、学校の設備もかなりで
きているのに、これ以上何を作ればいい
かと思案しました。これに対して、国は、
文化ホール、国際交流センターや図書館、
美術館などといった文化や国際化に対
応した施設をつくればいいと言います。
これによって、それまで日本全国で千
数百しかなかった公共文化ホールは一
気に約2600に跳ね上がります。これ
らの施設建設が自治体財政を痛めた元
凶であるという主張がされることがあ
りますが、それは間違いです。自治体
が国の政策の失敗や押しつけを聞いた
のが原因であって、文化施設や国際施
設が悪いわけではありません。

2. 大阪府行財政再建のあるべき姿

それでは、大阪府行財政再建のあるべき姿とは何でしょうか。一つは、借金管理政策を問い直すべきです。4千数百億円の借金をどうにかすべきという問題意識は正しいと思いますが、減債基金の取り崩しが禁じ手という認識には少々疑問を感じます。条例で禁止していたならばともかく基金取り崩しや借換債の発行も認められていますし、借金借り換えは合理的な行動です。

次に、経常収支比率を改善する必要があります。経常収支比率とは、どうしても支出せざるを得ない義務的な費用です。これを改善するのは当然ですが、経常収支比率の中には生活保護費のような義務的経費も入ります。ですから、府民の平均所得が下がれば、逆に経常収支比率は上がっていかざるを得ないという反比例の関係にあります。そのため、短期的行動ばかり要求するのではなく、中長期的ビジョンを示さないといけません。その一方で、社会的なインフラを整備しないと安定した階層が定着・定住しないので、生活上の基盤整備も急がねばいけません。



社会的なインフラというのは、低所得者に対する一定の手当や支えですから、この点を手厚くしないと、よけいに将来コストがかかる社会になってしまいます。

それから、有効投資に転換することです。産業投資ということを考えると、超先端技術の開発や情報産業、文化産業への転換が急がれていると思います。この辺が大きな弱点だと思います。府内には超先端産業などで優れた技術を持っている工場があるのに、そちらへの大阪府の支援は余りありません。ほとんど自力で頑張っているのが実情です。

3. 自治体文化行政の視点から

次に、自治体の文化政策の視点からです。一つは市民文化政策として、府民の文化的人権保障をする必要があります。国際人権規約A規約には「文化的な生活に参加する権利」を保障すべきと書いてあります。例えば、夜間中学や識字学級も文化的人権保障の1つです。今でも読み書きや計算に不自由している人が人口の約1パーセントいると推定されていますが、その中でも差別を受けたことによる不登校や貧困ゆえに学校に行けないという

階層の問題は、同和問題の世界では非常にリアリティのある話です。差別のためによけいに所得の低い職域に回らざるを得ず、その結果貧困の循環にならざるを得ない。そのような階層に対する文化的な人権保障というのは、単に芸術へのアクセス権だとかいうレベルだけではなくて、生活上、文化的権利が奪われていたことも考えなければいけません。

大阪府は中学校夜間学級に対する補助金を打ち切りましたが、このときに言われたのが「ごくわずかな人の施策なのに、一人あたりのコストがすごくかかっている、ムダである」という論理です。こういう言い方をされると、人権に関する領域はすべて否定されてしまうことになります。一般に「公益」とは、不特定多数に対する第三者利益であると定義されます。

この論理でいくと、文字の読み書きに不自由で再度学校で勉強したいと思っている人などが夜間中学校に通うことは特定少数者の公益ではなくて私益ではないか、一部の公益ではないかという理由でやめるということになってしまいます。しかし、人権の世界におけるソーシャル・マイノリティの人々は社会の中では絶対的に少数者で、人権侵害の被害に関するハイリスク・グループです。マイノリティを対象にした人権施策は多数決の論理でやるべきものではなく、それを理由に何もやらないことは国際人権規約違反です。

また、市民文化政策は、市民のロイヤリティを確立していく上でも有効な政策で





す。その街に定着して、みんなで一緒にまちづくりや社会づくりをしようとか、一緒に支え合おうと言ってくれる自立的・自覚的な市民を増やすことが市民文化政策でもあるので、中長期的に効果のある政策でもあります。そういう人口をある程度引き留めるためには、教育機能と文化機能があり、文化水準が高い都市でなければなりません。

さらに、市民文化政策には、NPOやボランティアな市民文化団体が結成されていく効果もあります。NPOには、公共的なサービス供給機能、技術革新機能、アドボカシー機能、多元的価値表現機能、コミュニティ再生機能があると考えられており、NPO団体や市民のコミュニティ団体などが活発になると、人々間のコミュニケーション密度も高くなって、様々な市民活動が行われるようになります。そうになると、その土地における犯罪発生率の抑制や産業の発展につながり、また行政のコストを下げることもつながります。さらに、新しい職業などが開拓されていって、雇用の増加も報告されています。

しかし、今回の大阪府の改革の中に

は、特に市民社会、地域社会の再生に向けた投資は一つも見えません。あまりにも過剰で性急なコストダウンは、結果的にコミュニティ再生機能を減ぼしてしまうということも警戒しなければなりません。一定の限界ラインを越えてそれをやりますと、もう再生しなくなってしまう。借金を返すという大号令のもとで、問答無用の雰囲気になっていますが、これでは大変なことになるのではないかと危惧しています。

4. 文化政策のいくつかの論点・論争から

それから、都市政策としての文化政策が必要です。「クリエイティブ・シティ(創造都市)」という考え方があるのですが、これは、都市戦略として芸術・文化基盤の形成を行うというもので、今世界中を駆け巡っている魅力的な考え方です。ここで示された都市戦略によって、20世紀後半から世界各地の都市が次々と再生しています。

実は大阪府も10数年前に大阪文化首都計画をつくり、数年前にこの計画を元に大阪府文化振興ビジョンをつくっています。しかし、合わせてつくられた大阪府文化条例で行政の責任が甘く書いてあり、また、重要な事項に関して大阪府文化振興会議の意見を聞くという知事の責任が曖昧にされ、条例の実効性を担保できていません。重要な事項でなかったから諮らなかったという言い方も成り立ちますし、その判断基準が極めて曖昧になっているのです。今の府政に都市政策としての文

化政策の思考はあるのか気になります。

また、複合型観光産業としての芸術・文化振興戦略も必要だと思います。作家が大阪を舞台とした小説を書くと、大阪だと売れないので東京か京都を舞台にしてほしいと出版社から言われるそうです。おそらく、大阪は、芸術や文学の舞台として雰囲気がよくないというイメージなのでしょう。そういうイメージを転換する上で、観光産業とジョイントした文化政策を真剣に考えるべきです。

これらはすべて都市アイデンティティ形成戦略です。大阪がどのような街かを世界中に知ってもらおうという意味での発信と、意識的に外部人材や外部資本を導入するという戦略が必要ですが、府にはそういう戦略的思想がないように思われます。行政が力を出すべきところは下支えをし、民間に任せておいても大丈夫となったら撤退して、民間で頑張ってくださいといえるのです。例えば、「御堂筋のイルミネーション計画」は行政でなくてもできます。しかし、児童文学館の場合は一度廃止してしまったら、蓄積・資産という文化事業の資本は失われ、二度と元には戻りません。行政は、民間ではなしえない文化のインフラ整備をしなくてはなりません。

次に、価値論争についてですが、橋下さんは「文化は民間で支えられるべきものだ」「生き残ったものが文化だ」という趣旨の主張をしています。天満天神繁盛亭はすごく繁盛しているからあれが文化だと言うわけです。となると、市場で生き残って、大衆的な人気を博さなければ文化は生き

残れないことになります。つまり、大衆迎合主義に墮落することを強制しているということになりかねません。また、市場財としての文化と公共財としての文化を峻別することも必要です。そうでないと、人権行政も市場で生き残ってきたらいいとなってくる危険性があります。これが非常に危惧するところです。



この思考の非常に困った傾向として、例えば、第2京阪国道の開通を2週間待たしたら7億円の損失だからと、収穫を待たずに保育園の菜園を強制収用しましたが、子どもというのを非常に軽んじてるという印象を持ちました。また、私学助成削減について女子高校生と対話集会をやったときに、「そんなに悔しかったら、公立高校行ったらいいじゃないか」と発言したようです。かつて、府立高校があまりなかったときに、「15の春を泣かすな」と、私立高校がずいぶんと支えました。そういう過去の経過を大事にしないと行政とか政治に対する信頼感は消えていきます。そのときに補助金を出したけど、「もういいんじゃないか」という論理は成り立たない、あとまで責任はとらないといけないと思

ます。支えてもらったことを忘れて、悔しかったら公立に行ったらという言い方は不遜です。

これは学力保障の問題とも絡んでいきます。公立・私立という選択肢が経済格差に反映しないようにするために私学助成しているわけですから、ある意味で教育の機会均等という政策をうっているわけです。東京大学の学生の家庭は、国民の平均所得をはるかに上回って、1千万円以下はごくわずかです。逆に、貧困な家庭の子どもたちの学力は明らかに低いです。だから、私学助成は単なる経済政策でなく、人権政策としても必要だと言わざるを得ません。

それから、弥生博物館を廃止するという話が出たときに、最初に一番大騒ぎになったのは、日本の博物館学会でも考古学会でもなく、韓国博物館協会でした。なぜかと言うと、弥生文化が韓国の中南部の古代文化と共通性があり、当時の国際交流を明確に実証する資料の宝庫になっているということがわかってきて、韓国の大学で考古学を学ぶ人たちが日本の弥生博物館を訪ねることが盛んになって、修

学旅行にも来だしていました。だから、「こんな日本の誇りともいえるべき、日韓友好の礎ともなりかけている施設をどうして簡単につぶしていくんでしょう？」という問い合わせが入って、「これはいかん！」と、日本博物館協会、博物館学会、考古学学会などが急に立ち上がったわけです。

ようやく弥生博物館の国際的な価値の高さ、国際交流・国際親善にも役だっている、韓国の対日イメージを向上させる戦略施設でもあったと私たちも気がついたわけです。しかし大阪府としては、これが国際交流の戦略施設になり得る価値を認めてなかったことがはっきりしました。また、プロジェクトチームの見解では「大阪府立文化情報センターはその使命を終えたと判断する」と言っていますが、そのミッションはこれこれであったが、達成したので終えた。あるいは役に立たないから終えたと、明確に評価軸を示すべきですが、その使命と評価軸が明確に示されていません。こういう乱暴な言い方が通るとするならば、財政担当者は行政の中の独裁者になります。

文化の価値というのは、短期マネジメント・サイクルで効果測定できるものではありません。すべて、中期から長期で答えが出るものですから、それを単年度の予算の見かけの赤字を理由に切っていたら絶対に文化政策はできません。教育も人権も一緒です。これらは全部、中・長期評価、アウトカムで評価しなければなりません。





5. 政治プロセスにおける疑問

それから、政治プロセスにおける疑問があります。内部で検討している段階でマスコミに公表し、その反応を利用して外部を説得しようとしています。このようなやり方が通るのだったら、既成事実を積み重ねた方が勝ちだという論理になってしまいます。

日本の「ニュー・パブリックマネージメント (NPM)」は、成果主義と言いながら、単なるコストダウン論に走って失敗ばかりしています。顧客満足主義を市民満足主義と言い変えてサービスユーザー市民に迎合しています。また、自治体に国の権限・予算・責任の3つをセットで分与する分権化は完全には行われていません。責任ばかり追求して、権限と予算を切り離れたものになっています。その典型が三位一体改革の不完全改革です。

橋下改革の場合も分権化はされていません。トップダウンです。だから、改革の手法もNPMではありません。コストダウン論だけでやっている改革です。行財政改革には3段階ありまして、第1段階をコストダウン改革、第2段階をパフォーマンスアップ改革、第3段階をアウトカム改革と

言います。アウトカムとは、ある価値観に基づく有益な社会的変化を意味します。行政の場合は、住民の平均所得が上がってきた、人々が互いに信頼しあう関係をたくさん結んでNPOの数が増えてきた、小学校の子どもの見送り活動に地域の青年たちが参加してきた…などです。

しかし、財政担当者は現場を知らないのです。コストダウンやパフォーマンスアップは提示できても、このようなアウトカム指標を明確に提示できません。アウトカムの判断やその指標の提示は現場にしかできません。橋下府政では、現場の意見を徹底的に意識から落としてしまって、一部のエリート選抜隊などに全部権限を委ねてしまっています。

支持率に関するマスコミの演出と書いていますが、先般の読売新聞の調査では支持率82パーセント、非常に高率と書いてありました。しかし、あの調査では、支持は30数パーセントで、不支持は10数パーセント、どちらかといえば支持するが40数パーセントでした。つまり、どちらかといえば支持するとどちらかといえば支持しないを抜いてしまうと、2対1くらいの比率になります。タイトルの付け方だけで世論が動くという危険性を考えると、「強い支持30数パーセント」というふうなタイトルを付けるべきです。このようなマスコミの対応は、橋下ファンが強硬に抗議を申し入れると、批判記事を手加減してしまう傾向になっているためだと思います。

最後に、政治観とプロセスについてで

すが、この部分にも矛盾があります。政策形成過程における合意調達調整能力が欠如していると思います。当事者団体との協議で「決めるのは私ですから」「当事者団体とは会いません」と言っています。「議会にお示しする案を決めるのは私ですから」と言うのならわかりますが、このよ

うな発言は議会軽視です。また、関西経営者団体とは協議している一方、人権関係団体とは面会しようとしません。国との協力事業の負担金に関する問題については、最近の発言を見ると、地方分権の考え方を少しはわかってくれたかなという気がしてします。

情報BOX

とよなか

2008年度 第4回「部落問題は今、研究会」

映画『にくのひと』

～「牛」が「肉」になる瞬間を知っていますか～

みつわか
おはなし：満若勇咲さん

と き：3月19日（木）午後6時30分～

と ころ：豊中人権まちづくりセンター

豊中市岡町北3-13-7（阪急宝塚線岡町駅下車西北へ徒歩7分）

参加費：500円

牛丼店でアルバイト中、「牛はどうやって肉に加工されたのだろう」という素朴な疑問を抱いたことがきっかけで、当時、大阪芸術大学生だった満若さんが自ら食肉センターに足を運び、取材したドキュメンタリー映画『にくのひと』。

普段なにげなく口にしている牛肉がどのように加工されているのか、そこで働く人たちはどのような思いで仕事に携わっているのか。屠畜業を語る上では避けては通れない部落問題についても触れています。一般販売も貸出もされていない貴重な作品です。上映会（55分）のあとに満若さんに映画の制作に至るまでの過程などをお話いただきます。お気軽にお越し下さい。

螢池地域から 「ふれあいフェスティバル」 開かれる！

2月1日(日)に第13回「ふれあいフェスティバル」が「人権と共生」をキーワードにして、地域・家庭・学校が連携して、子育てをめぐるネットワークづくりを目標に開催されました。地域の各団体から約800名が参加し、表現活動を通して豊かな仲間づくりと人権を大切にしたい確かなつながりを考えました。

ヒューマンライツ・アイ

講演と演奏「ヒューマンライツ コンサート」では、イタリア生活文化交流協会 松本城洲夫さんと「アンサンブル・サビーナ」のみなさんに前半は、「アンサンブル・サビーナ」の音楽活動についてお話しをしていただき、後半には、モーツァルトをはじめ、8曲の演奏をしていただきました。

モーツァルトやベートーベンをはじめ、世界の様々な音楽をアンサンブルなどで演奏し再現する意味は、それらの楽曲に込められた当時の人々の時代精神に触れることによって、今日の私たちの時代の課題について考えることです。それらの楽曲には、「この苦しみをどうしたら癒せるのか」「こんな悲しいことがあっていいのか」「この喜びを皆と分かち合いたい」など、



人間としての幸せを希求した人々の願いや思いが凝縮されています。最初に演奏されたモーツァルトのオペラ「魔笛」は、近代市民社会への扉が開かれた1791年に作曲されました。エジプトを舞台に主人公のタミーノが夜の女王の娘パミーノと試練の後に結ばれるというお伽噺を借りて、闇の世界の封建社会から光に満ちた近代市民社会への移行の物語が語られています。私たちはこの楽曲から当時の人々の新しい時代への期待と喜びを感じ取ることが出来るのです。と音楽の持つ時代精神について話していただきました。

豊かな音楽は競争によっては生まれません。アンサンブルは、様々な楽器と様々な個性の個人が集まって楽曲の創造に取り組む「社会」です。もし、その中で誰か1人が「私は一番だ」といつも強い音で演奏したり、逆に自信が持てず、萎縮して小さい音しか出せない人がいても、アンサンブルは生まれません。みんながお互いを尊敬し、助け合う友情から豊かな音楽は生まれます。一人ひとりのメンバーに必要なことは、個人としての自由・自立・自尊です。

明治期の教育家、福沢諭吉はこれを「独立自尊」という言葉で表しました。そして、それを自分ひとりだけでなく他の人々にも保障していく努力が社会性を培います。このことを諭吉は、自由・自立とは「他を害して私を利するの義にはあらず。人々互いに相妨げず、一身の幸福を致

すをいうなり。」と言っています。グループによる音楽創造の場は、自己の自由な主体性と共尊・共助・協働の社会性－仲間への敬愛と謙虚さの精神を培う場なのです。とグループによる音楽創造の意義についてもお話していただきました。



響きあう仲間たち

- 1、うたとダンス「友だちになるために！子どももつながる、大人もつながる！」
蛭池保育所・保護者会
- 2、コーラス「ねがいを歌にのせて、世界にひろげよう」
蛭池公民館 ハートフルサウンド
- 3、獅子舞「姫路別所西獅子舞」
十八中学校フィールドワークサークル
- 4、踊り「蛭池ソーラン」
蛭池小学校 6年
- 5、「ボランティア体験学習の報告」
十八中学校 1年
- 6、「職場体験学習の報告」
十八中学校 2年
- 7、メッセージと歌「いのち・きずな・なかま」
刀根山小学校 4年
- 8、スライド絵本「コブタの気持ちもわかってよ」
地域・家庭部会・PTA
- 9、踊り「エイサー」
蛭池小学校 3年

今年度は、子育てふれあいの会の地域家庭教育部会と十八中のPTAと蛭池小学校のPTAが中心になり、スライド絵本「コブタの気持ちもわかってよ」(小泉吉宏作)を上演してもらいました。今回の発表に向けて、「子どもの事を

考える学習会」を行い、その中で、私たち大人一人ひとりが子育てや子どもの頃の振り返りができ、自分を見つめる機会になりました。誰に対してどんなメッセージを送るのか？意見を出し合い、絵本の最後のページに自分たちからのメッセージをと考え、意見を出し合いました。意見を出し合った、そのうちいくつかを当日に発表してもらいました。

子どもがテストで「悪い点」を取って来たとき、怒ってしまったけれど、自分が取ったらどんな気持ちになるかと考えました。「わからなかった時間、つらかったでしょう。しんどかったね。」と子どもに話したら、あまり泣いたことがなかった子どもがくずれるように泣き出しました。これまで、親の目線で言っていた自分に気づきました。

人と一緒に何かを行なうという経験は、自分から働きかけなければ、なかなかできないものです。“個人”主義の現代社会ですが、今、このような時代こそ、誰かと力を合わせて、人のつながりの大切さを実感できる、このような活動は重要だと思います。皆さんの一生懸命な姿が印象的でした。ありがとうございました。

【福島智子(事務局)】

豊中地域から

引き継がれる「夢バトン・はみごのないまちづくり」

～第五中学校・57期生のとりくみを報告～

2月4日、箕面市立南小学校で豊能地区人権教育実践交流会が行われ、「人権・部落問題学習」の分科会で、第五中学校が1年生（57期生）の温泉チームの「お風呂からまちが見える」と題した一連のとりくみを、五中の藤森さんと協会の酒井さんが報告しました。

最初に藤森さんから、酒井さんから轟温泉の成り立ちや経緯、現状、そこにこめられた地域の人たちの思いなどの聞きとり学習と轟温泉と市営岡町北住宅1・2棟の見学にとりくんだこと、それを紙芝居にまとめて1学期の総合学習発表会で発表したこと、また、「夏まつり」でバザーを行い、その売り上げで背もたれつきのイスを二つ、轟温泉に贈ったこと、11月の「ふれ愛子どもカーニバル」では温泉寄席を成功させたこと、事後学習で再度、酒井さんから話をしてもらったことなどの報告がありました。

酒井さんからは、この間、五中と一緒に「夢バトン・はみごのないまちづくり」を合言葉に部落問題学習をとりにくってきたこと、轟温泉や住宅、人権まちづくりセンターをはじめとする建物や場所には「はみごのないまちに！」という地域の人たちの思いや願いがこめられていることを生徒に伝えたこと、また、「夢バトン・はみごのないまちづくり」の根っこには、「どこで生まれたとか、どこで育ったとかで、人が人を差別するのはおかしい」という思いがあり、それは部落解放運動とかさなっていることなどの話がありました。

校区に被差別部落のある同和教育推進校で部落問題学習をするのは当たり前のことですが、今日ではそうではなくなってきました。同和対策事業によって部落差別の実態が改善され、部落解放運動やさまざまな人々の努力によって部落問題への認識と理解が深まりました。その結果、部落差別はかつてのような厳しさがなくなり、あからさまな差別に出会うことも少なくなりました。

だから、あえて「部落」とか「差別」とか「解放運動」とか言わなくてもすむこともあって、地域から「部落問題にはふれないで！」という声も出てきています。もちろん、部落差別に出会うことなく、そのまま幸せにらせればよいと思いますが、部



落差別はなくなったわけではありませんから、いつ・どこでふりかかるかもわかりません。だから、部落であれ、部落外であれ、部落問題学習はきちんとすべきだと思います。

その意味では、五中は同和教育推進校であることをふまえ、部落問題を五中教育の中心にすえて、こうしたとりくみを続けていることにとっても力づけられます。

また、これまでは「部落」や「差別」という言葉をはじめ、知識を教えるのが部落問題学習だと考えられてきました。言葉や知識を教えたり、与えたりすることは、ある意味ではかんたんです。もちろん、それも必要なことですが、それによって子どもたちが部落問題をきちんと理解することができてきたのかを振り返ると、必ずしもそうはなっていないように思います。言葉だけ、うわべだけの理解にとどまっている場合が少なくありませんでした。

大事なことは、「差別っておかしい！」という感性をどう身につけ、ジブンゴトにできるかということです。そのためには、頭だけではなく、身体と心で体感し、同感し、共感するような部落問題学習が必要です。

その意味では、表現活動などを通して身体でくぐることを大事にしている五中のスタイルは、その一つのモデルだと思います。そして、報告された57期生のとりくみも、単なる「出会い」や地域の「名所めぐり」で終わるのではなく、その先に部落問題をみすえたものとして計画されてお



り、人や建物は部落問題の生きた教材としてあります。

また、部落問題学習が難しくなってきた事情の大きな原因の一つに、地域のとりにくみが弱くなっていることがあります。かつては、学校や保育所に「部落問題をわかってほしい！」と、熱い思いをぶつけてきましたが、今はそんな姿は見られなくなっています。だから、学校や保育所も部落問題をとりあげなくてもすむようになっているし、たとえ、やろうとしても協力が得られないこともあります。そうしたことから、今や学校だけでも、地域だけでも部落問題学習はできにくくなっており、お互いが力を合わせる事が不可欠になっています。

五中と私たちは、この間、部落問題を真ん中にした新しい関係でつながってきました。だから、今回の報告も学校と地域と一緒にいったわけですが、これを大事にして、さらに前にすすめていきたいと思いました。

【佐々木 寛治（事務局）】

資料室だより

豊中人権まちづくりセンター2階「資料室」では、部落問題をはじめとする様々な人権問題に関する書籍・資料等を収集し、閲覧、貸出をおこなっています。学習、調査研究などに活用していただければ幸いです。貸出には全て無料ですので、ぜひ、お気軽にお立ち寄り下さい。

なお、こちらで紹介している新着図書等につきましては貸出中の場合がありますが、予めご了承ください。

利用時間

月曜日～土曜日 8時45分～17時15分
(日曜・祝日・年末年始はお休みです)。

新着図書のご案内

■新聞と新聞記者のいま

本多勝一 新樹舎 2008年11月発行

■日本が知らない戦争責任

戸塚悦朗 現代人文社 2008年4月発行

■躍動するコミュニティ マイノリティの可能性を探る

リムボン 晃洋書房 2008年11月発行

■「生きづらさ」の臨界 溜めのある社会へ

湯浅誠 旬報社 2008年11月発行

■ナショナリズムの狭間から

山下英愛 明石書店 2008年7月発行



■初めての人権

上田正一 古橋エツ子 法律文化社 2008年8月発行



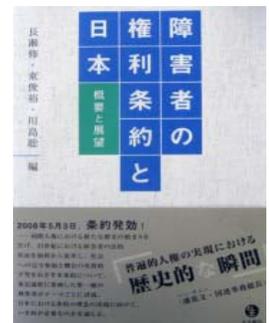
■障害者の権利条約と日本 概要と展望

長瀬修 東俊裕 川島聡 生活書院 2008年7月発行

■図説食肉・狩漁の文化史 殺生禁断から命を生かす文化へ
久保井規夫 柘植書房新社 2007年3月発行

■「在日」との対話 在日朝鮮人は日本人になるべきか
玄善允 同時代社 2008年7月発行

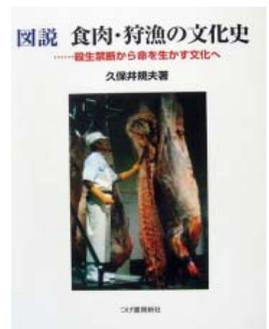
■がまんしないで、性的な不快感 セクハラと性別による差別
ビクトリア・ショー 村瀬幸浩 小形恵 大月書店 2008年9月発行・



■警察の犯罪 鹿児島県警・志布志事件
栗野仁雄 ワック社 2008年8月

■海峡の向こうに 日韓のギャップ漫画でときほぐしましょう！ 日韓共同作品集

水島新司 ちばてつや 金童話 黄美那 双葉社 2008年8月



■アジア・太平洋戦争と全国水平社

朝治武 部落解放・人権研究所 2008年8月発行

■子どもへの性的虐待

森田ゆり 岩波書店 2008年11月発行



一人で悩まないで...

人権相談をご利用ください

時間：午後 1 時 ~ 5 時

月・水・金→蛍池人権まちづくりセンター(06-6841-2315)

Eメール bpazk307@tcct.zaq.ne.jp

火・木・土→豊中人権まちづくりセンター(06-6841-5300)

Eメール bpayf811@tcct.zaq.ne.jp

あ・と・が・き

■今年度の最終号になりました。いつものことですが、1ヶ月前に執筆予定者に原稿を依頼し、それが届くまでに、報告原稿を整理します。今回は、「人権サロン」での中川さんのお話をまとめました。どこを・どう切り分けるのかが悩ましく、難しいのですが、理路整然とお話していただいたので、すっきり仕上がったのではと思います。■締め切りが近づくと、ぼつぼつ原稿が届き、ページが埋まっていきます。20ページになるか24ページになるかは、そのときの原稿量で決まります。総ページ数が決まると、写真等を入れて、余白が出ないように全体のレイアウトをします。■この段階で一番つらいことは、ページを空けて待っている予定原稿の一部が来ないことです。リミットは迫ってきますから、いつまでもというわけにもいかず、やむなくお断りをして、レイアウトを変更。あとは、校正・印刷・配布とトントン拍子に作業は進みます。

■今号もそうした経緯を経てできあがり、みなさんのお手元にお届けすることができました。感想やご意見など、お寄せいただければ幸いです。投稿も歓迎いたします。■目下、悪戦苦闘しているのが、「記念誌」の編集作業です。前身の「市同促」30周年(1981年)のときに「人間の血は涸れず」を発行していますが、その後の20年余りをまとめるものです。人の入れ替わりもあり、作業は難航しましたが、ようやく原稿が出揃い、形が見えてきました。不十分点は多々ありますが、身の丈にはあっているかと思えます。■大阪府の財政再建の影響が市町村にもおよび、当会もきびしい運営を余儀なくされていますが、持てる財と人、培ってきたスキルとノウハウを活かし、2009年度も魅力ある事業を実施しますので、一層の参加と協力、ご支援をお願いします。(ささき)

●編集・発行

とよなか人権文化まちづくり協会

豊中市岡町北3-13-7 豊中人権まちづくりセンター内

TEL 06(6841)5300 FAX 06(6841)6655

Eメール jinken@tcct.zaq.ne.jp

ホームページ <http://www.tcct.zaq.ne.jp/jinken/>

郵便振替 00960-8-153806